

AREA Report 507

アジアの最低賃金動向（2018 年 12 月）

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

インドネシア、マレーシア、ベトナム等の 2019 年の法定最低賃金が発表されました。アセアン主要国の法定最低賃金データを掲載します。

【アジア諸国の月額法定最低賃金】（2018年12月7日現在）

インドネシア	実額（ルピア）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2016年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年
ジャカルタ特別州	3,100,000	3,355,750	3,648,035	3,940,972	8.7	8.0	258	270	259	4.7	▲ 4.1
ブカシ県	3,261,375	3,530,438	3,837,940	4,146,126	8.7	8.0	272	284	273	4.7	▲ 4.1
スラバヤ市	3,045,000	3,296,213	3,583,313	3,871,053	8.7	8.0	254	265	255	4.7	▲ 4.1
スマラン市	1,909,000	2,125,000	2,310,088	2,498,588	8.7	8.2	163	171	164	4.7	▲ 3.9
バタム市	2,994,111	3,241,125	3,523,427	3,806,358	8.7	8.0	249	261	250	4.7	▲ 4.1
マレーシア	実額（リンギット）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2016年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年
マレーシア	1,000	1,000	1,000	1,100	0.0	10.0	247	244	262	▲ 1.2	7.4
ベトナム	実額（ドン）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2016年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年
エリア1	3,500,000	3,750,000	3,980,000	4,180,000	6.1	5.0	168	175	179	3.8	2.3
エリア2	3,100,000	3,320,000	3,530,000	3,710,000	6.3	5.1	149	155	159	4.0	2.4
エリア3	2,700,000	2,900,000	3,090,000	3,250,000	6.6	5.2	130	136	139	4.2	2.5
エリア4	2,400,000	2,580,000	2,760,000	2,920,000	7.0	5.8	116	121	125	4.6	3.1
フィリピン	実額（ペソ）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2016年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年
マニラ首都圏	12,275	12,275	12,800	13,425	4.3	4.9	256	252	249	▲ 1.5	▲ 1.3
バタンガス（リマ）	8,913	8,913	8,913	9,325	0.0	4.6	186	175	173	▲ 5.5	▲ 1.6
セブ	8,825	9,150	9,650	9,650	5.5	0.0	191	190	179	▲ 0.3	▲ 5.9
ミャンマー	実額（チャット）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2016年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年
ミャンマー	108,000	108,000	144,000	144,000	33.3	0.0	84	111	101	32.3	▲ 9.1

※ベトナムの、エリア1はハノイ・ホーチミン・ハイフオンの都市部、エリア2はハノイ・ホーチミン・ハイフオンの郊外とカントーの一部・ダナン、エリア3はバクニン、バクザン、ハイズオン、ビンフック省など、エリア4はその他のエリア。

※フィリピンは、首都圏一般企業およびリマ工業団地の数字。月25日稼働と考え月額換算。

※ミャンマーの最低賃金は日額（4,800チャット）の30倍で月額に換算。

カンボジア	実額（米ドル）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2016年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年
カンボジア	140	153	170	182	11.1	7.1	153	170	182	11.1	7.1

中国	実額（人民元）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2016年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年
上海（市内）	2,190	2,300	2,420	-	5.2	-	346	367	-	6.0	-
深セン	2,030	2,130	2,200	-	3.3	-	320	333	-	4.1	-

タイ	実額（バーツ）				前年比上昇率（%）		米ドル換算（米ドル）			前年比上昇率（%）	
	2016年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年	2018年	2019年
バンコク	9,000	9,300	9,750	-	4.8	-	266	282	-	6.1	-

（出所）各種資料より三菱UFJ銀行国際業務部作成

※為替レートは1米ドル当たり、

2017年13,000ルピア、35.0バーツ、22,300ドン、48.0ペソ、4.05リングット、6.65元、1,290チャットで計算。

2018年13,500ルピア、33.0バーツ、22,800ドン、50.8ペソ、4.10リングット、6.60元、1,300チャットで計算。

2019年15,200ルピア、23,400ドン、54.0ペソ、4.20リングット、1,430チャットで計算。

※上昇率は年率換算して算出。バンコクとミャンマーは日額の30倍で月額に換算。

※米ドル建ての上昇率は、地場通貨建賃金をドル換算し、1ドル以下の単位まで換算した数字で算出。

※上海の最低賃金は2016年4月2,190元、2017年4月2,300元、2018年4月2,420元に引き上げられている。

※深センの最低賃金は2017年6月2,130元、2018年7月2,200元に引き上げられている。

■各国の法定最低賃金動向についてのコメント

1. インドネシア

ジャカルタ特別州の2018年の法定最低賃金は前年比8.03%増の394万972ルピア。インドネシアでは、賃金に関する政令により最低賃金上昇率を、経済成長率に消費者物価上昇率を足した数字とすることを規定している。これに基づき、経済成長率（5.15%）に消費者物価上昇率（2.88%）を足して法定最低賃金上昇率は8.03%となる。

2. マレーシア

2019年1月1日からマレーシア全国で最低賃金を1,000リングギから1,100リングギへ引き上げる。政府は1,050リングギとする方針であったが、労働組合などからのさらなる引き上げ要求に応え1,100リングギとした。マハティール政権は5年以内に1,500リングギへの引き上げを公約に掲げている。

3. ベトナム

2018年8月、政労使で構成される国家賃金評議会において、2019年の最低賃金に関する協議が行なわれ、2019年の最低賃金を5.3%引き上げることで合意された。上げ幅としてはこれまでと比較して最も低い水準。フック首相の承認を経て2019年1月から適用となる。エリア1が418万ドン、エリア2が371万ドン、エリア3が325万ドン、エリア4が292万ドンで、引き上げ幅はエリアにより異なり5.0～5.8%。

4. フィリピン

2018年11月、労働雇用省は、マニラ首都圏の日額最低賃金（非農業部門）を25ペソ引き上げ、537ペソ／日とすることを決定した。

5. ミャンマー

2018年5月、ミャンマー政府は全国一律日額3,600チャット（約3.4米ドル）の法定最低賃金を同4,800チャットに引き上げ、即実施した。ミャンマーは2016年に民政移管後の改革の一環として最低賃金制度を導入し、2年毎の見直しを定めており、今回が初の見直しとなった。

6. カンボジア

2018年10月、カンボジア労働省は2019年の縫製業労働者の法定最低賃金を月額182米ドルに決定したと発表した。カンボジアの最低賃金は、2013年の80米ドルから、2014年100米ドル、2015年128米ドル、2016年140米ドル、2017年153米ドル、2018年170米ドル、そして2019年182米ドルと急激な引き上げが続いている。

なお、法定最低賃金はこれまで縫製業にのみ適用されていたが、2018年7月、全産業に適用する法定最低賃金法が施行されており、労働者保護の強化のため今後は全産業に広げていく方針。

7. 中国

上海の法定最低賃金は、2018年4月1日に、これまでの2,300元から2,420元に引き上げられた。引き上げ率は5.2%。

8. タイ

労働省は、2018年4月より最低賃金（日額）を全国で引き上げた。引き上げ幅は1.6～7.1%。バンコク首都圏は日額325バーツ。タイの最低賃金は2017年1月に4年ぶりに改定されており、2018年は2年連続の引き上げとなった。

レポート作成： 国際業務部 情報室
松山 昭浩
akihiro_matsuyama@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。